

愛媛県JAS認定工場一覧・令和6年4月現在

No.	認定番号	会社名	認定工場	本社住所 工場所在地	タイプ	区分	認定日	
1	JLIRA-A-069	鶴居産業(株)	乾燥工場	松山市西垣生町1783-6	A	・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・ベイマツ平角SD20 ・ベイマツ平角SD20	H24.3.30
2	JLIRA-B-57-02	(株)黒川木材工業	本社工場	大洲市長浜町拓海3-8	B	・構造用製材		H21.2.27
3	JLIRA-B-57-05	久万広域森林組合	父野川事業所	上浮穴郡久万高原町父野川乙586-3	B	・人工乾燥処理構造用製材	・スギ正角(板)SD15	H21.2.27
4	JLIRA-B-57-08	(株)瓜守材木店	本社工場	新居浜市阿島1丁目5-43	B	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材	・ヒノキ正角SD15	H21.9.25
5	JLIRA-B-57-07 JLIRA-B-57-17	菊地木材(株)	製材工場	西予市宇和町河内94	B	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD20、ヒノキ正角SD20 ・スギ正角SD20・ヒノキ正角SD20	H21.9.25 H25.12.26
6	JLIRA-B-57-09	久万広域森林組合	久万事業所	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1526-3	B	・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角(板)SD15 ・スギ正角SD20、スギ平角SD20	H23.3.31
7	JLIRA-B-57-10 JLIRA-B-57-16	八幡浜官材協同組合	製材工場	大洲市成能字大地原甲510-5	B	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・ヒノキ正角SD15、ヒノキ平角SD15 ・ヒノキ正角SD15	H23.3.31 H24.12.25 H28.7.1
8	JLIRA-B-57-12	宇和国産材加工協同組合	製材工場	西予市宇和町野田400-4	B	・人工乾燥処理構造用製材 ・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD15、ヒノキ正角SD15 ・スギ正角SD15、ヒノキ正角SD15	H23.10.11
9	JLIRA-B-57-13	(有)成瀬製材所	本社工場	松山市高岡町451-1	B	・構造用製材		H23.12.27
10	JLIRA-B-57-15	(有)マルヨシ	本社工場	八幡浜市若山2-15	B	・構造用製材		H24.12.25
11	JLIRA-B-57-19	(株)向井工業	本社工場	大洲市長浜町拓海3-9	B	・人工乾燥枠組壁工法構造用製材	・スギD19(2×4、4×4)・ヒノキD19(2×4、4×4)	H30.10.15
12	JLIRA-B-57-20 JLIRA-B-57-23 JLIRA-B-57-27	(株)サイプレス・スナダヤ	東予インダストリアルパーク工場	西条市小松町新屋敷甲1171-1 西条市北条962-55	B	・構造用製材 ・人工乾燥処理構造用製材 ・人工乾燥枠組壁工法構造用製材(2×4) ・人工乾燥枠組壁工法構造用製材(4×4)	・ヒノキ正角SD20 ・スギD19・トドマツD15・ヒノキD15 ・ヒノキD15 ・ヒノキ正角SD15	H29.6.30 R4.3.30 R4.10.18 R4.10.19
13	JLIRA-B-57-22	日野商事(株)	本社工場	松山市恵原町973番地1	B	・天然乾燥処理構造用製材	・スギ正角・ヒノキ正角・スギ平角	H29.7.18
14	JLIRA-B-57-25	愛媛ドライウッド(株)	本社工場	松山市西垣生町1740-6	B	・機械等級区分構造用製材	・スギ正角SD15・ヒノキ正角SD15・スギ平角SD15	R2.12.21
15	JLIRA-B-57-26	(株)日野相互製材所	本社工場	伊予市下吾川1626-1	B	・構造用製材		R3.3.25

認証区分	含水率	JAS格付け可能寸法等
構造用製材	生材	* 樹種、断面寸法、長級において制約なし
人工乾燥処理構造用製材	SD15, SD20	* 樹種 認証樹種 * 正角 木口の短辺が150mm以下で、平角でないもの * 平角 木口の短辺が75mm以上、かつ、木口の短辺と長辺が異なるもの
機械等級区分構造用製材	SD15, SD20	* 大断面 木口の辺が151mm以上のもの(本県は認証無し) * 長級 制約なし
人工乾燥枠組壁工法構造用製材	D19, D15	※ 樹種 認証樹種 ※ 寸法形式 2×4(104, 106, 203, 204, 205, 206, 208, 210, 304, 306) 4×4(404, 406, 408)
天然乾燥処理構造用製材	(30%以下)	* 樹種 認証樹種 * 板材 木口の短辺が75mm未満のもの(本県は認証なし)・ * 正角 木口の短辺が75mm以上、150mm以下で、かつ木口の短辺と長辺が同一のもの * 平角 木口の短辺が75mm以上、150mm以下で、かつ木口の短辺と長辺が同一でないもの(本県は認証無し) * 大断面 木口の短辺が、151mm以上のもの(本県は認証無し) * 長級 制約なし